

令和元年 第4回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示130号

令和元年第4回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年11月26日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和元年12月9日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和元年第4回まんのう町議会定例会会議録（第3号）

令和元年12月11日（水曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 16名

1番 鈴木 崇 容	2番 常 包 恵
3番 小山 直 樹	4番 京 兼 愛 子
5番 竹林 昌 秀	6番 川 西 米希子
7番 合 田 正 夫	8番 三 好 郁 雄
9番 白 川 正 樹	10番 白 川 皆 男
11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 田 岡 秀 俊

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

3番 小山 直 樹	4番 京 兼 愛 子
-----------	------------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 多 田 浩 章 議会事務局課長補佐 平 田 友 彦

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 三 原 一 夫 総務課長兼仲南支所長 長 森 正 志

企画観光課長	常包英希	税務課長	池下尚治
住民生活課長	細原敬弘	福祉保険課長	佐喜正司
会計管理者	黒木正人	健康増進課長	久保田純子
建設土地改良課長	河田勝美	農林課長	小縣茂
琴南支所長	萩岡一志	教育次長兼学校教育課長	香川雅孝
生涯学習課長	松下信重	地籍調査課長	岸本広宣

○田岡秀俊議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○田岡秀俊議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3番、小山直樹君、4番、京兼愛子さんを指名いたします。

日程第2 一般質問

○田岡秀俊議長 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

8番、三好郁雄君、1番目の質問を許可します。

○三好郁雄議員 おはようございます。議長の発言の許可をいただきましたので、一般質問いたしますが、その前にちょっと一言だけ、河床整理で、土器川の整理で大変皆さんにもお世話になりましたが、今回、土器川は上流へ行くほどちょっと狭くなるとるんで、土建業者も木切ったり、竹の搬出で大変御迷惑をかけて、田植えと、それから稲刈りの時期がちょうど琴南地区は重なりまして、土建屋の方に御迷惑をかけてしまったことを大変ありがたく思っております。本日、ここでお礼を申し上げたいと思います。

それでは、一般質問させていただきますが、私、今回、二つ出しとるんですが、これはいずれも煙のことで大変申しわけないんですが、煙に巻かれんように質問したいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

1問目の庁舎外での喫煙所の設置を考えてはということで質問しとるんですが、令和元年の私の一般質問の中に、このタブレットの中にちょっとはめとるんで、申しわけないんですが、令和元年の一般質問、私の部分をちょっとお聞き願いたいです。

その中で、庁舎外の喫煙、庁舎の喫煙というのは、きのうも常包議員とちょっとかぶったところがございまして、私はちょっと喫煙をするほうにいたしとるんで、ちょっと言にくいところはあるんですが、町に來客したお客さんとか町の住民が來た場合に、たば

こを吸う場所がないというので、私はこれで一般質問をさせていただきたいと思います。

簡単にちょっと説明しますが、タブレットを見ていただきます。

アンダーラインを入れとるところだけかいつまんで読み上げたいと思うんですが、これはブースというか建物になるんですが、組み立て式なんです。2020年4月から全面施工されるということで、今はまだ施工しとるあれはないんですが、この喫煙ブースは内装工事が不要なパネルを組み立てるユニット式になつとるわけです。幅は大体90センチ幅、1パレットが90センチ幅で、でき上がり時は1メートル幅として、設置者の要望に応じてそのパネルを二つ組んだらその倍になるわけですが、それを二つ、三つとか組み合わせるのは、自由に組み合わせることができると書いております。

利用者の人数に応じてパネルをふやしていくと。これは不燃タイプで幅は190センチ、これは二つ組み合わせた場合は190センチの190です。大体4人から5人用であるという書いております。これは利用者の人数に応じてパネルを自由に組み合わせるという特典があるわけです。

現場を組み立てるパレット式なので、ブースの立ち上げは二、三時間でできるということで、この価格も書いておりますが、大体100万円ぐらいで、街路の排気の排煙の設備とか、接続工事が、飛んだらいかんき、転んでもいかんから必要になるので、大体総工費は150万円程度と書かれておりますが、私は、結局、今は仮のたばこ喫煙というものは、たばこを吸うのは環境上よくないというのはわかるし、それから体にも、たばこの箱にも書かれておりますが、脳卒中ですか、それが大体箱に書いとるんは死亡率が1.7倍ということを書かれとるんですが、私はたばこは全然やめる気はありません。たばこはやっぱり心を静めるというか、気持ちの持ちようで、本当にたばこを吸えんようになったら、体が衰弱しとると思う。

だから要するに、町に用があつてきた人とか、そういう人がちょっと一服つける場所というのがあればよいというので、私はちょっとたばこの話は出しにくかったんやけど、はたから見ても、部屋の中でおれば余り目立たんから、だんごになって輪になっておるうんはいかがなものかなと思って、一般質問をさせていただきました。

その点について、町長の考えをひとつお聞かせ願いたいと思います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好郁雄議員さんの庁舎外での喫煙所の設置を考えてはという御質問にお答えいたします。

庁舎は改正健康増進法で第一種施設となり、敷地内禁煙で屋内に喫煙場所を設置することはできなくなりました。

しかし、受動喫煙を防止するための必要な措置がとられた特定屋外喫煙所は設置できることとされております。条件として、施設を利用するものが通常立ち入らない場所であること、区画されておること、標識を提示すること、これらを満たして受動喫煙を防止する必要があります。

この条件を考慮いたしまして、庁舎玄関横の喫煙場所は庁舎東側の公用車車庫の端へ移動させていただきました。

また、喫煙される利用者の方には御不便をおかけいたしておりますが、受動喫煙防止に御理解、御協力を賜りたいと思っております。

なお、三好議員から貴重な提言をいただきましたので、場所も含めて十分検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 三好郁雄君。

○三好郁雄議員 町長の貴重な答弁ありがとうございます。

私も本当は今禁煙をうるさく言われよる時代で、たばこはやめたらええんですが、なかなかやめる機会がないというんか、体が自然にたばこに行くんですが、やっぱり今のかじというんか、たばこの喫煙場所を指定しとるんですが、どうしても五、六人寄ったら目立つというんで、それからあの場所から隠す場所いうもんはないと思うんですが、町民がもし本庁へ役場へ用があつてきた場合に、たばこを吸うところがなかったら、隠れてでも吸うたり、車の中で吸うた。それがまたおりしなにポイ捨てもできるかもわからん。だからそういう点もやっぱり考慮して、何とかブースか何かいろんな考えを早急に考えていただかな、はた目もちょっと悪いと思うんで、そのこのところ、町長、もう一つお願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの再質問にお答えいたしたいと思っております。

今、三好議員から提案がありましたアイリスオーヤマのブースにつきましては、十分この条件も満たしておるといふふうに考えておりますし、たばこ税につきましては、まんのう町にとりましても1億円を超えるような貴重な財源でございますので、十分喫煙者の方にもいいということを考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 以上で、1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○三好郁雄議員 2番目は、野焼きについての町の考え方を問うということで、まんのう町は山村と町なか、複雑な場所というんか、そういうふうに農村地帯と町なかと別個の考えみたいな感じで、山村であれば、田んぼがあつて、畑がぐるりにあるとか、その場合には、雑草もあるし、それから例えば家庭菜園で野菜をつくつとる。当然、ナスビのからとかトマトのからとかもできるんで、そういう点、町なかとは田舎のほうはちょっと違うところが多々あると思うんです。

それでは例えば野菜を焼くとか、町は野焼きについてはある程度は公認いうか、認めた部分があると思うんで、どうしても焼かないかん。家庭内ごみは、今、収集で出しているも、どうしても畑にできたナスビのからであり、野菜のからであり、焼かないかんもんができてくると。そういうときに、家庭内ごみ、最初、焼くにしても、どうしても乾燥が十分でない場合もあるんです。乾燥が十分でない場合は、火の種をつくらないかん。火の

種をつくるには、いろいろ木を持ってきて積んで、それから焼いて、火の種をある程度つくって、生草を乗せていくとかいう焼き方もあるし、いろいろあると思うんですが、例えば火の種をつくるには、段ボールとか紙類は最初燃やすと思う。それで火の種つくって、それから生草を乗せたり、そのからを乗せていって焼くという方法も田舎のほうではよく見かけますが、田舎で一番困るのは、野焼きはいかんでとか、そういう話を年寄り同士がしとる。そしたら、野焼きをしたらいかんのだったらどないしたらええんでということで、土器川でなく支流の川へ焼け残ったからをほおるとか、今はまだ申し上げておらんけど、庭木の剪定した木を川の中へほおると。これが不法投棄になるんですが、たくさんあるんです。

それで、今、土地改良にしても大変困っておるような事態で、全部支流のひっかかったところ、分かれまたのところへ木の枝がひっかかったり、草がひっかかって用水を塞ぐという、水の流れをふさいでしまう、そういうことが現に十分多々あるわけで、そういうところが、これは住民の方の考え方でみんな一つ一つ違うと思うんやけど、生草も完全にちょっと乾かして焼きゃ、きれいに焼けて灰になってしまうんやけど、十分乾いてなかったら焼けんということも、それも原因があると思うんです。

私は、今回、この野焼き、町の考え方を問うということで出しとるんですが、野焼きは町内では地域によって大きく異なるところがあると思える。例えば、今、住んでいる地域と農家と、また非農家と異なる農家であれば、周囲の雑草が田舎の場合は多く、また、屋敷の中には植木とかたくさん植わつとるところもある。年に一度、大体今の時期に植木は刈り込みをするわけですが、今、言ったように、植木の木とかそういうのを川へ流すということで、これが一番ネックになつとるんですが、年に二遍も三遍ものけないかん。それも軽トラに一車ぐらいたまるような状態であります。それで大変困っておるわけですが、その点、どのようにしていったらええかということで、私もいろいろ考えとるわけで、例えば、今、町も農業については、野焼きは麦わら類とかは焼くことをある程度認めとるんでしょうが、国も認めとるんやけど、野焼きというか、麦わらを焼くのも、コンバインで刈り取りするすわな。その場合に、その麦わらは長いまま落としていくと。それから麦わらを小さくカッターで切断していく農業者と両方おるわけですが、本当言えば、麦わらは小さく裁断していったほうが燃える、小さく切ったほうが燃えるのが、ちょっと火の勢いが静かないか、小さくなるわけです。長いままで麦わらを焼いた場合は、炎も上がるし、煙も、麦わらも麦と小麦わらとは多少違うところがあるんですが、燃え方も違うんですが、小さく切った場合は炎も小さい。大きいままで焼いた場合は炎も大きいし、煙もたくさん出ます。それは実際に携わったものでなかったらちょっとわからんと思うんですが、麦わらは物すごい炎で燃えるわけです。　（三好勝利議員退席　午前9時50分）

それは危ないぐらい燃えていくので、その麦わらを焼くにしても、火のつけ方もあるわけで、風上と風下で変わってくるわけですが、これはいろいろな要素があると思うんですが、どうしても田植え時期を控えるんで、麦わらを早う処分せないかんと、麦わらが田

んぼの中にようけあったら、どうしても田植えに今度手間がかかる。手間というんは、きれいに植わらんわけです。だから麦わらをなくしてしまわな、灰にしてしまわないかんから、天候の関係もあって、早く燃やさないかんというんで、みんなは長いままで焼くわけです。本当は小さく切断して、それから麦わらを焼いたら一番よいので、それと火のつけ方もあると思うんです。火はやっぱり風下のほうがゆっくりと燃えて、きれいに燃えるわけですが、風上だとぱっと燃えてしまう。

これ、私、農業のことで、私も麦わらの焼くのも、何年も麦つくって携わってるんで、そういうところで焼くときには、細心の注意を払わなったら近所迷惑もするし、近所の洗濯物やって真っ黒になるぐらい、それぐらい灰が飛ぶような感じでいくんですが、町民も野焼きする場合には細心の注意を払って焼いとるわけですが、そのところ、野焼きについて、町の考えを、今、言ったように焼き方もあるし、乾燥を十分させて、それから燃やすと。生はあんまり燃やさんということを住民も十分理解して、また、町側としてもそのところをある程度の理解を持っていただき、町のほうの考えとしてはどういうふうな考えをなさってるんか、ちょっとお願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。 (三好勝利議員着席 午前9時53分)

○栗田町長 三好郁雄議員さんの2番目の質問、野焼きについて町の考えを問うに答弁させていただきます。

御承知のように、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、屋外での廃棄物の焼却は原則禁止となっております。認められておる例外といたしましては、国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却、2番目、震災、風水害、火災、凍霜害、その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却、3番目、風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却、4番、農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却、5番、たき火、その他日常生活を営む上で通常行われております廃棄物の焼却であって軽微なものと政令で規定されております。

議員御質問の、町として農業にかかわる草や稲わらを田んぼや畑で焼くことを認めているのかでございしますが、農地の管理のために草を刈った後の草の焼却や病虫害の駆除のために行う稲わら等の焼却は、先ほどの例外規定の中の農業を営むためにやむを得ない焼却となります。

しかしながら、例外規定があるとはいえ、むやみに焼却してよいというわけではありません。焼却によって発生した煙やにおいが、風向きや場所によっては付近住民への迷惑となることがあります。行政放送等を通じて周辺への配慮をお願いしているところですが、結果として、洗濯物ににおいがつく、窓があげられないなどの苦情があった場合は指導の対象となります。

また、庭木は例外規定には当てはまりません。河川等へ流す行為は不法投棄となり、犯罪行為ですので、絶対にやめるようにしてください。

少量の場合は燃やせるごみとして出していただき、大量の場合は、直接仲善クリーンセンターに持ち込むようお願いいたします。

今後も行政放送や広報により、野焼きについての注意喚起を行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 三好郁雄君。

○三好郁雄議員 ありがとうございます。クリーンセンターへトラックに積んで持っていくのを、そういうふうにしたらええと思うんですが、一番ええのは、住民が考えて、完全に焼却してしまうような格好に持っていったら、我々がそういうのも考えないかと思うんですけど、どうしても焼きくさしになったやつをほるとというのは、これは不法投棄で一番悪いことで、そこは町民も十分考えないかところが多々あると思う。

それでもう一つ、これは私どうしようかなと多少懸念したところがあるんで、これは私も言うのをやめようかと思いつたんやけど、野焼きをしょって、役場に通報の電話があると。その場合に、どういうふうな電話の内容かは私はわからん。だけど、煙は少量でこの家庭でもぼんぼんと野焼きしよるところはないと思うんやけど、少量で燃やしとると。道の淵やからひよっと車であおって火が飛んでもいかんから、あんまりがいには野焼きはしよらんやけど、それをよう見かけるんやけど、かすかな煙やけど、電話がかかって町が対応した場合に、どういうふうな返答で対応しとんか。例えば真っ黒い煙を出しよるとか、白い煙とか、そういうふうな判別で聞きよるもんか、真っ黒い煙を出しよるということは、ゴム製品とかアルミとかそういうので焼きよると思う。だから白い煙の場合は、さほどそうではないと思うんやけど、そして電話がかかってきたら、住民課のほうもほっとくわけにいかんので、確認に行くと思うんです。

その場合に、どこまで住民に立ち入ってくるのか、確認は目で確認できるけど、その場合に、住民の中まで入り込んでしまうというのは、私はいかがなもんかなと思う。例えば電話がかかってそこへ見に行った。煙は白い煙でかすかやっというのに、わざわざ住民の中まで入ってくるのは、私はどうかなと思う。それは現にあったことなんです。そここのところ、どこまで立ち入るもんか、判断はちょっと難しいと思うけど、来たんが悪いというんでない。だから煙が出よって、電話がかかったから来ました。ほんなら中身を全部確認してくれと、焼きよる人は言うたわけです。だからどこまで町が入れるもんか。真っ黒い煙でも出しよるんやったら、明らかに焼いたらいかんもんを焼きよる。これは現実にあったことですから、私、それは控えようと思ったんやけど、これははっきりしとったほうがええわけで、住民課も大変やろうと思うけど、そういう電話があった場合は対応はせないかん。その対応するについての問題です。だから、そこそこの煙、そこそこの煙というたらいかんけども、煙を出しとるけど、差し支えないんでないかというんであれば、私はそれ以上のことは要らんと思う。そここのところをどういうふうにか、ちょっとお聞かせお願いいたします。

○田岡秀俊議長 答弁、住民生活課長、細原敬弘君。

○細原住民生活課長 三好議員さんの再質問にお答えいたします。

苦情があった場合の対応方法についてでございますが、まず電話がありましたら、その焼却物がどういうものかというのは確認いたします。それで、例外規定に当たるようなものでありましたら、その方に対しまして、これは例外規定として認められている焼却ですということは御説明をいたします。その後、場所等を聞きまして、必ず現地のほうには行くようにしております。

それで現場では、大体場所がわかりますので、煙を確認しまして、それから、それを焼いている方に会うようにはしております。あくまでも苦情があったということはその方にお伝えして、注意してくださいというようなことで指導というか、注意をお願いしているところでございます。

ちなみに、本年は今までに7件苦情がありまして、現地のほうに対応しているところでございますが、ほとんどは家庭ごみといったものでございますので、それにつきましては注意をしているところでございます。

○三好郁雄議員 ほとんどは家庭ごみ、家庭内のごみ。

○細原住民生活課長 家庭ごみがほとんどでございます。それで、庭木等につきましては、先ほど答弁がありましたように、例外規定には当てはまりませんので、そういう場合は、庭木については適切に燃やせるごみとして出してくださいというようなことをお願いしておりますし、また、チラシをつくっておりますので、そのチラシも渡して、このようにしてくださいということをお願いしているところでございます。以上でございます。

○田岡秀俊議長 三好郁雄君。

○三好郁雄議員 いや、そやから、私は別に住民課長に個人的に責めるんでないです。やっぱり、ある程度、どこまでという基準を決めたほうが私はええと思うんです。家庭内ごみは焼くのは全面的に悪いのはわかって焼きよると思うんです。だから、そこのところ難しいわな。煙の色を見て判断もせないかん。最初は焼きよる、燃えよるところをまぜてのけてくれいうんでは、ちょっと住民も納得せんところができるかと思うんで、そこのところ、マニュアルをつくったほうがええんかなと思う、私の考えですよ。簡単なマニュアルでいいから、ここまでは認められるという。ある程度は煙の判断でできると思うんです。ゴム類やったら真っ黒い煙を吐きよるから、そこのところ、簡単なマニュアルでええからつくるようお願いしたいんですが、どんなでしょう。

○田岡秀俊議長 住民生活課長、細原敬弘君。

○細原住民生活課長 三好議員さんの再々質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたように、野焼きにつきましては、法律でここまでのいい、これ以上はだめだというのが決まっております。それで、例外規定としてあるのが、先ほど申し上げましたような点でございまして、多いのが農業用のものに対してどうかというような判断になろうかと思えます。それ以外につきましては、原則は禁止とされておりますので、それはやめていただくようになります。

その中の判断基準としましては、例外規定の中で苦情が出てくるというようなことにつきましては、やはり対応というか、苦情がある場合は、やはり周りに迷惑をかけているということになりますので、そういった場合は控えていただくというようなことでお願いをしているところでございます。

マニュアル等につきましては、今、ぴんとこないもので、ちょっと検討させていただけたらと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○田岡秀俊議長 三好郁雄君。

○三好郁雄議員 これは答弁は要りませんので、今、課長が前向きの姿勢でおっしゃっていただいたんで、本当はきちっとした、ここまではええ、ここまでは悪いというものなかなか難しいと思うんやけど、そこそこのところやったら大目に見るといったら言い方は悪いけど、辛抱できるということと、以上で終わります。ありがとうございました。

○田岡秀俊議長 以上で、8番、三好郁雄君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

13番、三好勝利君、1番目の質問を許可します。

○三好勝利議員 1番目の質問の方はすばらしい質問だったと思います。今、全世界で話題になっておりますノーベル化学賞受賞の吉野先生、また、COP25、日本を代表する若手のエキスパート、小泉環境大臣、それに関連した質問で、非常にすばらしい質問だったと私は思います。

それに比べて私の質問は大分見劣りがするかもしれないですけど、町長さん、ひとつ簡単に説明しますから、答弁はどなたでもわかるように、ゆっくりと長くお願いしておきます。

それでは、第1番目の質問に参ります。

現在、各家庭へ周知しておられますハザードマップの一部見直しについてどのように考えておられるか、考えてないかという質問です。

それは最近起きました千葉県、長野、あの辺で、今まで経験したこともないような集中豪雨が来て、また、風が吹いて、強風があって、町なかと普通の道路近辺だったら電柱が倒れても復旧は早いですけど、山の中の場合は、樹木の倒木によって非常に時間がかかったというようなことがなされております。

本町において、今現在、周知しておるハザードマップの見直しはどのように考えておられるか、それが1点目です。よろしく申し上げます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好勝利議員さんの、現在周知しておりますハザードマップの一部見直しについての御質問にお答えいたします。

現在、防災のハザードマップといたしましては、平成23年度に防災のしおり、平成28年度、平成29年度には土砂災害ハザードマップを作成し、住民の皆様へ配布をさせていただいております。

平成27年の水防法の改正に伴いまして、香川県による金倉川の洪水により浸水想定区域が見直され、近々、間もなく香川県より洪水浸水想定区域図が公表されることになっています。

本町では、これにあわせて防災のしおり、土砂災害ハザードマップのようにこれまで別々になっていたものを住民の方に見ていただきやすくするために、洪水、土砂災害、地震、ため池ハザードマップなど、現時点での最新のデータを一つにまとめた総合防災ハザードマップの作成に昨年度より取りかかっております。

香川県の近々発表されます洪水浸水想定区域が公表されますれば、遅くなっておりますが、それを参考にし、本年度中に作成し、全戸配布に向けて、現在、準備を進めておるところでございますので、よろしくお願いたします。

○田岡秀俊議長 三好勝利君。

○三好勝利議員 新しいハザードマップを作成中ということで、非常にありがたく思っております。

先ほど、私が申し上げましたように、我々の地域では過去に強風、大雨でそう町がびっくりするような大きな災害までは至っておりませんが、最近、先ほど申し上げましたように、地球の温暖化によって、雨の量、それと風の量が全然違います。そういう中で、平野部の場合に、たとえ電柱が倒れても、道路の横ですぐ重機が入ってできると。山間部におけば、やっぱり樹木が倒木して重機も寄りつけない。まず、その辺で四、五日で復旧するところが、10日、20日とかかかっております。そういう点で、事前にそういう樹木が倒れたら電柱にかぶってくるだろうなというところを点検していただいて、できるところから、電力会社と協議の上、整備をしていただきたいというのをあらわしていただきたいと思いますけど、町としてはまだそこまでは、今のところ、風は吹くやら、吹いたらまだわからん、吹いてからの話やとされるか、やっぱり現在ああいう温暖化になってきとるわけですので、先般、千葉県の方でも本当に非常に大きな被害が出て、本当に気の毒に思っておりますけど、あれも予報で今までにない前代未聞のような大きな風が吹くというような予想は気象庁から発表されておりましたけど、そのときには既に間に合わなくて、本当に気の毒な大きな被害になったんですけど、本町の場合は、冬場の場合はそう大雪が降ることもないし、季節風にしてでも、あんまり強力なあれはないと思っておりますけど、その辺について準備をやるか、それは来たら来たときで、電柱が倒れたときに処理したらええと言われますが、町長さん、その辺をちょっとお聞かせ願います。

○田岡秀俊議長 答弁、総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 三好議員さんの質問にお答えしたいと思います。

まず、今回、前段でハザードマップのお話をいただきましたが、現在、総合防災ハザードマップということで素案はできておりますが、先ほど言いましたとおり、県のデータを待っている状況でございます。

今回、水防法の改正で、先ほど説明もありましたが、従前のハザードマップにおきまし

ては、これまでの積み上げ実績について、最大値を予測した上での被害状況を踏まえてのハザードマップでありましたが、今回の改正におきましては、千年に一度、起こり得るであろう雨ですね、それぐらいの規模が降った場合にどうなるかを想定して、それを反映してのハザードマップを作成しております。それを県のデータとして待っておりますが、それができ次第、できるだけ早くお配りしたいと思っております。

そのハザードマップをもって、住民の方にも周知させていただきたいと思っておりますが、ただいま三好議員さんがおっしゃった雨以外の風ですね、そういった影響につきましても、災害に対しては事前の防護策が非常に重要だと考えております。

これから国土強靱化計画、国のほうが進めておりますが、当町としましても、来年6月に向けて国土強靱化の計画を策定していこうと思っておりますが、その中で橋梁とかため池、そういったインフラとか公共施設、それ以外の点検も十分しなければなりませんし、今、おっしゃった、風による四国電力であるとか電柱、そういった施設についても、地域内をくまなく点検するのはなかなか難しいとは思いますが、それに対しても十分な調査、整合性を持って対策を練っていかなければいけないと思っておりますので、それも国土強靱化計画の中へどれだけ網羅していくかもあるんですが、そういったことで考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 三好勝利君。

○三好勝利議員 現在から未来について、ハザードマップ、また、災害についての詳しい説明、県と協議してやっていくということでもありますので、十分その辺を安心・安全でいけるようによろしく願いしておきます。

それとこれに関連して、やっぱりいざとなったときの避難場所ですね。時々、テレビのスーパーに出るんですけど、まんのう町全員避難準備してください。もし全員が避難した場合には、どこでどういうふうに避難するのか、それとまた、地域的に、エリア的に本当にハザードマップに準じた超一級の危険場所と一般的な分と区分けするのか、それとも、ある方いわく、高齢者が避難するときに、もし雨降りで、乳母車に毛布を積んでいけんじやないかということも言われました。なるほどそうだなと思っております。ですから、大きな場所、危険な場所じゃなくして、集会所があるところだったら、そこを指定して、安全確認をして、そういう避難場所を明記していただくと、あんまり遠くへ行かなくてもいいと。

それと、私が以前、何回も四條の農改センターの、町長さん、改修をお願いして、劇場型にしてくれというたけど、あれは公式に私の意見としては取り消します。なぜならば、劇場型にすると、いざ避難となったら、この折り畳みの椅子のところでは一人しか座れん。あの体育館だったら、200人ぐらいは使えますから、その点で、ほかの方はどうあれ、私がお願いした意見はそういう点で取り下げさせていただきますから、よろしく願います。

ですから、総務課長、さっき言った避難場所、大きいポイントと小さいポイントをでき

るだけ探していただいて、まんのう町全部でなくても、どこの区域も県下全部、町内全部でなくて、部分的に大きな被害になってますので、この辺だったら重点施策だなというのは、地域の方には失礼ですけど、やはり小回りのきいた避難場所というのをぜひとも周知願いたいと思いますけど、どんなですか、それについては。

○田岡秀俊議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 三好議員さんのただいまの質問にお答えしたいと思います。

避難所の関係ですが、住民への避難ということで、昨日も質問等ありましたと思いますが、避難につきましては、当町のほうで、第一次として公民館等の施設を避難所として設置する。それに続いて、二次、三次でスポーツセンターであるとか学校体育館等を利用するわけなんですけど、当町として進めておりますのが、地域でぜひともやっていただきたいのは、地域に、先ほどお話もありましたが、高齢者の方、また、子供の数とか、地域にどういった方が住んでいるか、また、身障者の方、それも踏まえて、ぜひとも、いざとなったときにどういった行動をすべきかというのを地域の方と一緒に考えていただけたらありがたいのがまずはあります。

それで、避難所へ避難する場合に、一人で動ける方、介助が必要な方、そういったことも含めて、町のほうで全て細かくなかなか判断できない部分もありますので、大まかな避難所、警報レベルに合わせて指示はさせていただくわけなんですけど、個々の状況につきましては、地域のほうでぜひとも皆さんで日ごろから話し合っていて、どういった形で避難するか、どこへ避難したらいいか、そういったことも研究というか、やっていただきたいと思います。

加えて、当町の場合、今、防災アドバイザーのほうが各地域へ行って講座、それとどういった箇所が危険であるかも含めて指導というか、お話をさせていただいておりますので、それも全域的になかなか難しい部分もありますが、ぜひともそういったことも活用していただいて、改めて地域の状況を皆さんで把握していただいて、それをフィードバックして、当町としても防災の中で生かしていきたい、そういうふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○田岡秀俊議長 三好勝利君。

○三好勝利議員 わかりました。ただ、我々の地域は山間部あり、平野部あり、平野部で水にひょっと、こんなこと、予期せんことを言っただけは失礼ですけど、ひょっと水没とか非常に集中的な豪雨になった場合に、山の側の方は、うちは水につかることはまずないだろうと。ただ、大雨が降ると、裏山が迫っておると。そういうふうな地形がございますので、その点も区分けして、この地区やったらどういう、この地区やったらどういうというのが県のハザードマップで恐らく示されると思いますけど、再度、住民が、例えば仲南地区でしたら、主な避難場所は中央公民館と役場と学校となっております。あそこまでになれば、相当距離があります、本当に。ですから、この地域だったら、雨が降っても、恐らく流れによって家が水没するところはないだろうというようなところがあれば、そこら

辺の集会所を利用するとか、さっき課長が言われたように、そういう点を十分把握していただいて、なるべく近いところで避難ができるような準備体制をとっていただきたいと思います。それについてはどうですか。

○田岡秀俊議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 三好議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

今、おっしゃったとおり、重々地域で検討いただいて、行政のほうとしましても、総合的な判断で、やはり琴南の奥のほう、高篠とかと、地形的な部分も違いますし、気象状況によって、まんのう町の隅から隅で状況も変わってきます。それにつきましては、県の砂防システムとか気象庁との連携の中で、リアルタイムで情報も入ってきますんで、それを総合的に判断させていただいて、地元へも周知させていただいて、安全・安心で取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 三好勝利君。

○三好勝利議員 大まかわかりました。やっぱりこれ以上質問すると、私はこういうふうな人間ですので、失言もあろうかと思えます。失言があった場合は、お許し願いたいと思えます。どなたか、例えばあれぐらいで済んでよかったというて、それで首になった方もおられますけど、やはりその地域地域によって最小限の避難ルートと確保をぜひとも今後強力にお願いして、周知して、住民の安心・安全をやっていただくのはやっぱりこの庁舎ですので、ただ、この庁舎も、ある方いわく、電源のメインポストは地下にあると。もしオーバーフローで水が来た場合は、この機能が全部とまってしまうんでないか、そういうふうな心配もありますので、今後、公共施設の建物については、まず最低3メートルから5メートル程度は電源設備とかコントロールセンターを確保するように、今すぐではできなくても、将来的には確保していただく。この庁舎なんかも、今おる4階ですか、その下の3階かせめて2階ぐらいにコントロールポストを置いていただくと非常に安心ですけど、今の場合、玄関からオーバーフローで入って、地下に入ったら、それでこの機能は全部、災害対策本部はストップになりますので、その辺も、町長さん、将来的に考えて、済みませんが、今後やる公共施設の場合は、それも頭に入れて、最近、琴南地区でもあいう新しい集会所、また、避難場所を兼務したような建物が設計されるわけですから、それからまた幼稚園の新しい設計の場合は、コントロールセンターをやはり水害から、水没するよりか少し上げていくというような設計を考えていただきたいと思います。それについて、町長さん、一言済みませんが、そがいなことできるかと言われるか、今後、やっぱりそういうふうなことも考えて、考慮してやっていくと言われるか。

○田岡秀俊議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 三好議員さんの電源の話でございますが、本庁舎とほかの施設につきましても、今後、修繕がかかっていく時期も踏まえて、これまでの間にもほかの議員さんからも質問いただいた記憶がございます。検討をずっとしておるわけなんですけど、修繕をする際に、それも踏まえて検討しているということで、新たにつくる建物につきまして

は、そういったことも含めて考えるということでございますので、よろしくお願ひいたします。

○田岡秀俊議長 三好勝利君。

○三好勝利議員 新しい建物についてはそういうので、最低3メートルから5メートルぐらいの高さのところ電源とコントロールセンターを置くというふうに課長から答弁をいただきましたので、そのようにぜひともお願ひします。

東京なんかでも、今はやりのタワーマンション、25階建て、30階建て、50階建て、立派な建物ですけど、ほとんどが全部地下にコントロールセンターが集中しておる。そこへ水が入れば、50階建ての建物まで歩いて上がらんといかんというような報道がなされておりますので、これからの公共施設をつくる場合は、電源ポストとコントロールセンターは、やはり平均、今までの過去の水没限界程度からやっぱり少し上げていくというような見直しをぜひともお願ひして、町長、うなずいておられますので、理解していただいております。これで1番目の質問を終わります。ぜひともよろしくお願ひします。

○田岡秀俊議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○三好勝利議員 もうあと18分になりましたので、時間がありませんので手早くします。

2番目の質問といたしまして、現在、運営しておる仲南地区の、本当に財田との境ぐらいになろうかと思っておりますけど、もみの木パーク道の駅と飛行館、あそこは結局、二宮忠八先生が明治何年かに、ライト兄弟に先駆けて飛行原理を考えられたポストで、世界に一つしかない、満濃池と同じ、世界に一つしかないポイントでありますので、ここに道の駅を、過去、我々は執行部と一緒にやってつくったんですけど、最近、手狭になっておると、できてから相当数年たっておりますので、模様がえと、それとトイレの改修、なぜならば、来年の目の前に迫っております新しい猪ノ鼻トンネル、これができれば、今まで30分ぐらいかかっておった道のりが、5分か7分ぐらいで来れるそうです。そうなれば、おのずと通行量が倍から、ひょっとすれば3倍ぐらいになるかもわからん。きのうの話じゃないけど、外国の方も来られるかもわからない。世界中の方が通られるかもわからない。そういう場合に、やはり看板としてせめて英語、中国語、韓国語、4カ国後ぐらいは案内看板に設置していただきたいのと、トイレの改修と、あの中の道の駅をリニューアルして、少し大幅に改造していただきたいという点がございます。

あの道の駅も過去をさかのぼると、県下で恐らく一番か二番目にできたと思っております。それからブームになって、あっちもこっちも道の駅、道の駅で、最初、駅というのはJRの線路のはたにできるのが私は駅やと思ったけど、最近、やはりモータリゼーションで、鉄道で移動するより車で移動する方が多くて、道の駅というネーミングで全国的にはやっております。

特に山陰地方なんかは、後にずっと開発された地域ですので、高速道路と一般道路と併

合した道の駅がたくさんできております。どこも毎日毎日、連日連夜、にぎわっております。うちの場合は高速道路と大分離れてますからちょっと無理ですけど、せめて新猪ノ鼻トンネルができる32号線のところに位置しとるわけですので、ぜひとも改修をしていただいて、今からやって、トンネルに間に合うかどうかかわからんですけど、来年の令和2年には開通するのはほぼ間違いないだろうと、建設課を通じて調べていただきました。それに対して、もうあれは古いから、それで置いとって、だめなんやったらだめなときやるか、それとも、やっぱりせっかく地域の方の理解を得てつくった道の駅ですので、その点を、町長さん、ひとつよろしく。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好勝利議員の2番目の質問、もみの木パーク道の駅の改修についての御質問にお答えいたします。

御質問の「道の駅 空の夢もみの木パーク」（通称、仲南産直市）につきましては、町内でとれた農林産物や加工品を販売する場所を設け、田舎の味を提供する農村レストランを運営することで、生産者と消費者の交流を促進し、農業所得の向上と雇用機会の創出を図り、町を活性化するためのために2003年（平成15年）に建設されたものでございます。

ことしで16年目を迎えるこの施設は、テラスを囲った工事を行ったほか、軽微な修繕はしてまいりましたが、内装・外装を含めて現在まで建設当時のまま使用しております。

御質問にありましたように、来年には待望の新猪ノ鼻トンネルが開通する予定で、異常気象時や冬季の通行も安全に行うことができるようになるとともに、10分程度、移動時間を短縮することが可能となりますことから、徳島側、香川側、両方から往来がふえることが期待されております。

この道の駅には、昨年度、約15万人の方に訪れていただいておりますが、しかしながら、年々7,000人ほど来場者が減少しているのが実情でございます。

先日ありました指定管理先の仲南振興公社の役員会におきましても、販売が低調なことから、店内の照明を明るくし、陳列棚等のレイアウトを変更するなど、店内のイメージを変えて集客するための努力をするべきではないかなどの意見が出ておりました。私も新猪ノ鼻トンネルの開通を一つのよい集客の契機と捉えております。

今回、地方創生の成功モデルとなりました日本一の道の駅にも選ばれました人口3,300人の小さな村にある、年間180万人が訪れ、売上高18億円を超える群馬県川場村の道の駅「川場田園プラザ」の経営者の方とも貴重な御縁ができましたので、設計思想等を参考にさせていただきながら、仲南振興公社とも協議を行った上で、改修を行っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 三好勝利君。

○三好勝利議員 町長の積極的な攻撃型の姿勢をいただきまして、本当に地域住民の方も喜んでおられると思います。

最初は相当出品する方の会員数も多かったですけど、今は当初の3分の1ぐらいになつとるんじゃないですか。あそこの、今、後からつくった現在の売り場、それから飛行神社との間にありますももとの最初の物産館、あれを何とかしてやったらいいんじゃないかと。非常にほとんどあいた状態でもったいないんじゃないかと。あそこは農産物の加工場所として何か使ってたようですけど、とにかくさっき申しましたように、県下では順序で言うと一、二番の、当時の担当課長が奮闘して調べて、我々は八幡山の栗の産地、栗の産地ですから栗山町かと思ったら、中山町というところですよ。そこで栗の産地で道の駅があったのが、ちょうどももとの今の売り場のちょっと飛行神社との間に、あれが当時の中山町の道の駅の倍なんです。倍につくったんです。そこが道の駅で、偶然にもJRの駅と、本当の国道との間にちょうどつくっておるから、道の駅とJRの駅と同じような格好の売店なんです。現在あるかどうかわかりませんが、相当にぎわっておりました。そこを見学してやったのが、その当時は愛媛県にも本当に道の駅がなかったです。香川県ではたしか調べてください。恐らく1番か2番、そういう歴史のあるところですので、ぜひともこの令和2年にトンネルが開通すると、本当に今まで30分ぐらいかかって、特に冬場なんかはスリップして、雪があつて非常に困つったのが、トンネルであつという間に来れるわけですので、トンネルを出たところにまた道の駅はありますが、うちの駅も負けんと、ちょっとしたところなんですけど、そこでやっぱりトイレ改修、今も全部マップに載りますので、トイレの改修と、やはりあそこでゆっくり休んでいただいて、せっかくひまわり牛、ひまわりオイルをつくったわけですので、そういう地元の産物を使った品物の食事を提供するというのも踏まえて考えていただくのと、もう一つ、私は金毘羅におるときから観光協会の方に本当に提言したんですけど、まだなされていません。うちのエリアが空の神様、少し行くと海の神様、善通寺は陸の神様、陸海空の神さんが一直線でそろっておるのは、恐らく世界でもないし、日本でも恐らくこの辺だけやと思います。そういうのもやっぱり観光面で徹底的にアピールしていただいて、陸海空の神様がそろつるわけですので、あの当時、できた当時は、まだまだ空の利用便というのはなかったけど、今は本当に空の移動手段というのは日常茶飯事になっておりますので、その辺を陸海空の合わせたセットの一本に、あの上から見られると一本に並んでおります。金毘羅山の山の裏とかあれじゃなくして、一本で多度津まで並んでおりますので、それとやはり金毘羅山の場合は、海の神さんが何で山の中にあるんやと。空の神さんやったらわかるけど、あれが海陸空となつたらええけど、やっぱり偶然金毘羅山があそこで、その先人が、神様があそこでランプを照らすことによって、瀬戸内海の航路を確保したというような経緯がありますので、そこに持ってきて、世界一のため池の満濃池というのをリンクして売り出すことも非常にユニークなアイデアではないかなと。よそがやらんやったら、このまんのう地区が中心となつて、発信地となつて全国に発信すると。陸海空の神様、これは非常にニュアンスの変わった点だと思います。

それと、さっき申しましたようにトイレの改修、これは早急にやってください。ですか

ら、バスが他県へ行って、運転手やバスガイドさんに聞くと、やっぱりもみの木峠の飛行機があるところの道の駅というのはほとんど知っております。アイスクリームを担当者がこの辺で先駆けて、ナスビのアイスクリームとかカボチャのアイスクリームとかトマトのアイスクリームとかいろんなアイスクリームを始めたのも、県下でもトップクラスだったと思います。そういうようなユニークな場所ですので、ぜひとも先人が夢見てこしらえた場所、それから二宮忠八先生が空を飛ぶ夢を考えた場所ですので、同じ夢を飛ばすような場所ですので、全国、また、道路開通によって全世界に発信していただくということを、町長さん、ぜひとも考えてやってみてください。お願いします。そんなことできるかどうか、一応やってみるかという。

○田岡秀俊議長 答弁、企画観光課長、常包英希君。

○常包企画観光課長 三好議員の再質問にお答えいたします。

道の駅の集客につきましては、この新トンネルが抜けることによりまして、今の時点では増客数は未知数ではございますけれども、ふえることを期待しております。

また、トイレの改修という御質問でございますけれども、トイレ自体が、あの施設、国の施設でございます。町のほうはその維持管理、日常の管理を任されております。ただ、昨今、県が進めておりますインバウンド対応ということで、国のほうもそちらのほうの予算を持っているということを聞いております。今までも、昨年度からトイレの洋式化はできてはおるんですけれども、施設が古うございますので、そちらの改修のほうの要望を続けております。予算がつかましたら国のほうも動くということでお答えのほうはいただいておりますので、お待ちいただいたらと思います。

また、農産品のほうですけれども、産直部門の経営課題ということで、報告のほうをコンサルに頼んでいただいております。その中では、売上高が低下する中で、生産者が販売力のある産直市場へ優先して商品を持ち込んでおるということで、道の駅のほうが後回しになっているんでないかというような指摘がございます。それと、高品質の商材を集めることができおらず、商品力のほうが弱い、また、二宮忠八飛行館の存在意義のほうを確立させてはどうかということで、収益性のある事業展開のほうへシフトしていったらどうかというような意見も伺っておりますので、そちらのほうを総合的に考えながら、またかじ取りのほうをする必要があると考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○田岡秀俊議長 三好勝利君。

○三好勝利議員 町長、担当課長のほうから積極的な説明をいただきました。

ただ、担当課長はずっと定年まで同じポストにおられるわけじゃなくて、次、変わってくるわけでしょう。その辺が残念なんですけど、やっぱりトイレなんかは、国の施設だったら、なおさら国へアピールして、ああいうトイレが、今、一般的にふさわしいトイレですか、どうですかというのを県の先生、国の先生を通じて交渉していただいて、あの大きな土地も国からの払い下げをいただいて、構想をやって駐車場をこしらえたわけなんですけど、

道の駅もついでと一緒に、そしたらかかった費用の半分ぐらいは見てやるから、思い切って改造せえというてくれればいいけど、それは多分無理じゃないかなと思いますけど、今の状態では非常に収容人員も少ないし、今の通行量が3倍になった場合に、駐車場も狭いし、それから中へ収容する食堂のスペースも少ないし、また、新しいメニューを、地域の特徴のあるメニューをやっぱり専門家の先生に聞いていただいて、あそこへ土日だったら食べに行くかというようなこと。それから初めは、竹の産地ですから、竹の器で、うどんなんかやったらだしをつくったり、竹の皿に料理を、すしを盛って出したときがありました。途中でやまったですけど、初めは竹の器で出しとったんです。結構、人気がよかったです。やっぱりちょっと違うなという点も過去にはあったわけです。

それとまた、あれをつくった経緯は、町長も知っておられると思いますけど、あそこでつくって、特産品を売って、500万円もうけて、1,000万円かせいで、町が潤うと、そういうんじゃなくして、やっぱり地域の農地の遊休地を何とか活用して、生産物を販売する拠点をつくるというのが目的で、あそこで大きな利益を上げるというんじゃなくしてやったわけですけど、なんせ生産者が高齢者になって、大分少のうなっておりますけど、いま一つ、何か新しいことを考えていただいて、やはり食堂に食べに来る人をふやすとか、それからまた道路の北側の、今、ソーラーシステムをつくっておる、建設会社が持っていた土地ですね、あそこにも竹が生い茂ってますから、あの辺も鬱蒼でちょっとさっぱりとざっと削っていただいて、ちょっと何かきれいなものでもつくっていただいて、あの飛行機がおるのもこの辺で仲南の道の駅だけですから、子供さんなんかは、やはり土日は楽しみにあの飛行機を見に来ているそうです。ですから、私はある人に質問した、あの飛行機は夜はどうするんかと言われたから、夜は飛行場へ帰って寝て、朝、また飛んできてあそこへおるんだというたら、子供さんはそれをふんと信じて喜んでおりましたから、そういう関係もあるユニークな場所ですので、飛行神社も狭かったけど、改造して広がって、当時、11月3日の忠八祭りのときは、朝からみぞれが降って、雪が降って、オーバー着て、寒くて、風があつて、とてもじゃないが、でも最近では温暖化で11月3日いうたら普通の服装でいけるような時代になってますので、そういう点で、通行量が多くなるにつれて、ぜひとも先人が頑張ってくつてくれた場所ですし、ライト兄弟に先駆けてつくった二宮先生の遺徳をしのんで飛行館もつくっておるわけですので、再度、ちょうど猪ノ鼻トンネルが通るのを契機にやるという決意を、済みませんが、担当課長でも町長でもどっちでも結構。町長、ぜひとも。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの再質問にお答えいたします。

来年、令和2年には新猪ノ鼻トンネルが開通するということになっておりますので、それを契機にもみの木峠の道の駅ですか、これも改修なりして、これを契機としてまた新しい形のものにしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○田岡秀俊議長 三好勝利君。

○三好勝利議員 十分わかりました。強い決意、担当課長と町長と2人からいただいたので、本当にお礼申し上げます。

それと、やはり私が申しあげましたように、空と海と陸海空の神様が一本のラインに鎮座しておられるということをも十分観光関係でアピールしていただいて、標識の地図は英語、中国語、韓国語、あと何カ国語ぐらいは設置していただきたいというのをお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。ぜひともよろしく申し上げます。

○田岡秀俊議長 以上で、13番、三好勝利君の発言は終わりました。

ここで、議場の時計で11時5分まで休憩といたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時06分

○田岡秀俊議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

3番、小山直樹君、1番目の質問を許可します。

○小山直樹議員 3番、小山です。よろしく願いいたします。

日本国憲法は第8章の92条から95条で地方自治の基本原則や権能を定めております。なぜ地方自治という規定が憲法に書かれたのかを考えてみる必要があります。

大日本帝国憲法では地方自治は規定をされず、都道府県知事は国の官僚が務めるなど、地方自治体はいわば国の下請機関、出先機関でありました。そして、中央集権的な仕組みで国民を統制し、日本はあの戦争に向かって暴走していったのであります。

この反省の上につくられたのが日本国憲法であり、戦争放棄や国民主権、基本的人権とあわせて地方自治が盛り込まれました。つまり、国が戦争や人権をないがしろにする政治を進めようとしたときには、これを抑止するための民主的な装置として地方自治はあると私は考えております。

10月から消費税が10%になりました。安倍首相は全世代型社会保障改革を進めるためだと主張しております。しかし、消費税は低所得者ほど負担が重くなる税制であります。現役世代でも高齢世代でも消費税増税で消費の低迷と貧困化に拍車がかかることは必至であります。

生活保護基準以下の貧困世帯の推移について、2012年と2016年の5年間を比較した立命館大学の石倉先生の資料によると、貧困世帯は1,309万7,000世帯から1,402万4,000世帯にふえております。絶対的な貧困率も約27.2%から28.1%に増加しております。今の現状は全世帯の3割近くが生活保護水準以下の貧困層であり、それは現在もふえ続けております。

生活保護を受ける高齢者世帯の増加に見られるように、急増する高齢者世帯の中での格差と貧困は、むしろ広がっていると見るべきであります。

現役世代でも非正規労働者がふえ続け、全労働者の4割近くに達しております。本町の

職員にあっては6割ほどだと聞いておりますが、不安定、低賃金の労働者の増大は少子化の一大要因となっております。

安倍政権の全世代型社会保障改革の大きな特徴の一つは、消費増税と引きかえに、幼児教育や高等教育の無償化などの改革を進めるとしている点です。社会保障財源のうち国の公費負担分は主に消費税で充てる仕組みをつくり、国民に社会保障を充実したければ消費税の増税を受け入れろと迫る、これが安倍政権の全世代型社会保障改革の戦略であります。

安倍政権は、社会保障予算の伸びを高齢化などで当然ふえる自然増すら認めない立場で厳しく抑える方針のもと、生活保護費の削減、高齢者向けを中心に給付削減と自己負担の引き上げを進めております。

また、社会福祉事業への営利企業の参入、事業規模拡大を促す規制緩和や制度見直しに見られるように、社会保障に対する国民、国の責任を後退させ、本来、非営利で公益性の高い社会保障の領域を大企業や金融、保険会社の投資市場に開放し、解体していこうとしております。

安倍政権の全世代型社会保障改革は、全世代に消費税10%増税という痛みに加えて、社会保障の給付削減と利用抑制の痛みを強いるものであります。格差と貧困の拡大を是正する所得再分配の機能を弱め、社会保障を大企業に奉仕させている、これが全世代型社会保障改革の正体であります。

憲法25条は、全ての国民に人間らしく生きる権利があり、国はその人権を保障する義務があると、こう定めております。社会保障など人権保障にかかわる施策や制度の財源にはあらゆる財源を最優先で動員する。その際、負担能力のあるものがより多く負担するという応能負担の原則に立って、財源のあり方を決めるべきであります。

私は国に対して国民生活の現実、国民の願いに応えて、消費税に頼らない社会保障改革とともに、440兆円と言われる空前のもうけをため込む大企業や富裕層に応分の負担を求め、財政改革を迫るべきだと考えています。

さて、こども園の給食費の無償化について質問したいと思います。

丸亀市と三豊市が完全無償化を決めた、こう聞いております。若者定住策や子育て支援で他の市町に負けない施策を行ってきた本町にとって、これは大きな脅威ではありませんか。町長に答弁を求めます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 小山議員のこども園の給食費完全無料化についての御質問にお答えいたします。

ことしの10月から実施されております幼児教育・保育の無償化に関する御質問でございます。

この幼児教育・保育の無償化は、議員も御承知のとおり、3歳から5歳児は全世帯が対象であり、ゼロ歳児から2歳児は住民税が非課税の低所得世帯が対象となっております。

しかしながら、御指摘のように食材費、いわゆる給食費については無償化の対象外であ

りまして、これまで保育料に含まれておりました給食費に関しては、引き続き、保護者の負担として残っております。

小山議員のおっしゃられるように、丸亀市と三豊市は10月より3歳から5歳児の給食費を無償にいたしました。これまで市が独自に行っていた保育料の軽減に充てていた財源を原資とするようであります。

まんのう町におきまして、3歳から5歳児の給食費を無償とするには、年間1,500万円の財源が必要となってまいります。また、給食費の無償化に関しましてはさまざまな御意見がございます。

幼児教育・保育の無償化は子育て世帯への支援として実施されるものでありますが、給食費はこども園に通園している子供が対象となり、給食費の無償化が子育てをしている全世帯への支援となるのかどうか。また、幼保連携型認定こども園の教育・保育要領にも、保護者が子供の成長に気づき、子育ての喜びが感じられるように子育ての支援に努めることが必要であるともございます。果たして全てを無料にすることで保護者が子育てをする喜びを感じることができるのかどうか。給食費の無償化に関しましては、財源の問題などさまざまな問題をクリアしながら、十分に検討を行ってまいろうと考えております。

また、3歳未満の子育て支援策につきましては、教育関係で申し上げますと、こども園の保育料につきまして、第2子の半額措置と第3子の無料化につきましては、国及び県の施策で漏れている全世帯につきまして引き続き行っておりますので、御理解賜りたいと思います。

○田岡秀俊議長 小山直樹君。

○小山直樹議員 ありがとうございます。引き続き、前向きに検討をお願いしたいと思います。

今、私はアパートに住んでおりますけれども、大半は若い子育て世代であります。アパート住まいの移転は転居が容易だと、私ももう七、八回転居をしておりますが、大変気軽に移動できるというのが利点でありますけれども、社会保障がより充実しているところで住むということは、若い世代にとっては大きな選択肢になります。

つい最近のことですが、テレビを見ていて、函館市に隣接する町の話が出ておりました。詳しくは調べてないので、調べていただけたらと思うんですけども、函館市は中学校卒業までの医療費が、今、無料であると。隣接する二つの町は、もう既に高校卒業までの医療費無料化を行っている。いつから始めたのかはわかりませんが、どちらの町も始めてから、この函館市から500人ほどの転入があったという報告でした。そういう意味では、子育て世代にとっては、子育てのいろんな環境がいいところに移動するというのは当然のことでありまして、私もそう考えるものであります。

引き続き、そういう意味で御検討を願えたらというふうに思います。以上。

○田岡秀俊議長 以上で、1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○小山直樹議員 では、二つ目の質問に入ります。

また難しいことを言います。1958年に国民健康保険法が全面改定されて以降、制度がつくられてまいりました。改定前と改定後の法律の条文を比べてみたいと思います。

改定前にはこう書いてあります。国民健康保険は相互扶助の精神にのっとり、中略、保険給付をなすを目的とするものとす。改定後です。この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって、社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とする。ともに法の1条の条文であります。

国民皆保険を実現するために国保が加入者の助け合い制度から社会保障制度として大きく見直されたことがわかると思います。高過ぎる国保料の問題の解決は、住民の健康と暮らしを守る上でも、国民皆保険制度の最重要の柱である国民健康保険制度の持続性を確保する上でも、社会の公平、公正という面からも避けて通れない課題となっております。

立場の違いや社会保障政策の違いはあったとしても、この問題の解決に向けて知恵を出し合い、力を合わせることは可能であるし、必要だと考えます。町民の健康と暮らし、地域医療を守るためには、所得によって医療保障で差別されず、公平、公正に医療を受けられるようにしようという考えに異論を持つ人はないと思います。

加入者の43%が無職、高齢者や定年退職者のことでしょうか。34%が非正規雇用の人、合わせて8割近くになっております。この現状でサラリーマンの2倍もの負担、加入者の15%が支払いできない状況、大変ひどい状況であります。

町長に改めて問いたいと思います。町独自に町民のために負担軽減策を行う考えはありますか。平等割、均等割は廃止すべきであります。とりあえず均等割をやめ、収入のない子供からの徴収はやめるべきではありませんか。町長の答弁を求めます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 小山議員さんの2番目の質問にお答えいたします。

まず、重過ぎる負担の国民健康保険税の軽減対策について答弁させていただきます。

国民健康保険の本体であります一般療養給付費につきましては、令和元年度においても13億程度が予想されており、依然高どまりをいたしております。

また、国民健康保険の被保険者数は減少傾向にあり、高額な医療費が発生すれば、国保会計の運用に支障を来します。

国民健康保険事業財政調整基金残高も2万7,000円とないに等しい状況でございます。安定した国保会計を確保するには、この基金のことも考えておく必要がございます。このようなことを総合的に考えれば、国民健康保険税率を下げることには慎重にならざるを得ません。

また、国民健康保険税につきましては、その世帯の状況により7割、5割、2割を軽減する制度があり、適切に運用しているところでございますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 小山直樹君。

○小山直樹議員 来年度は2年ごとの保険料の見直しの年だと思いますが、国保は値上げは来年あるのか、介護保険も含めてあるのか、ないのか、どれくらい上がるのか、その辺お聞きできたらと思いますが。

○田岡秀俊議長 答弁、福祉保険課長、佐喜正司君。

○佐喜福祉保険課長 小山議員の再質問にお答えいたします。

2年に1回というのは後期高齢者医療ということでよろしいでしょうか。国民健康保険ということでよろしいでしょうか。

国民健康保険につきましては、現在、納付金とか標準税率が香川県から示されております。そういったことを総合的に鑑みまして、先ほど町長が答弁したように、税率のあり方については、毎年、考えていかないかん事業でございますので、医療費の増高などを見ながら検討してまいりたいと思っております。

それから、介護保険料につきましては、現在、第8期の介護保険事業計画を策定中でございます。現在、住民の皆様にアンケートを実施しております。令和2年度におきましては、介護保険の給付費の推計を行いまして、それに見合う介護保険料の設定を行いたいと思っております。

これにつきましては、全国的な変更でございますので、御了解を賜ればと思えますけれども、介護保険の給付費につきましては、平成13年度でしたかね、そこから現在までずっとふえ続けてございますので、なかなか保険料を下げるといふうなことについては、慎重にならざるを得ないと思っております。以上でございます。よろしく申し上げます。

○田岡秀俊議長 小山直樹君。

○小山直樹議員 国保が最終的に値上げになる、ならないというのは、いつごろ答えは出るのでしょうか。

○田岡秀俊議長 福祉保険課長、佐喜正司君。

○佐喜福祉保険課長 もし令和2年度に国保の保険税を上げるとすれば、それは令和2年3月議会には上程しなければ税率を変えることができません。それまでには、もし変えるとすれば、早急に教育民生常任委員会の方々の意見を聞きながらやっていかねばならないと思っておりますので、恐らくこのままでいけば、令和2年度においては大きく変更になることはないというふうに考えてございます。以上です。

○田岡秀俊議長 小山直樹君。

○小山直樹議員 最後になりますけど、ちょっと通告していないので、関連することなので、答弁をいただければ非常にありがたいと思えます。

厚生労働省が、せんだって、全国424の公立公的病院の統廃合を唐突に発表いたしました。全国で批判の声が吹き荒れておりますが、香川でも四つの病院、私たちにも関係が深い滝宮病院も名指しされました。

先ごろ、綾川町の安藤町議らと、私、病院を訪ねました。関係者から話を聞いてまいりました。こう言っておりました。これまで県とともに協力をしてきた。今回の発表は余り

にもひどいと。判定、判断基準が不明である。看護師引き抜きが始まるのではないか。採用に支障が出るのではないか。医者が来てくれなくなるのではないか等々の意見が出ておりました。地域医療を支えてきた病院としての評価はどうなっているのかという困惑と憤慨でありました。

まんのう町としても県とともに厚労省に抗議をすべきと考えますが、町長のお考えを聞いて、私の質問を終わりたいと思います。

○田岡秀俊議長 福祉保険課長、佐喜正司君。

○佐喜福祉保険課長 現在、福祉保険課で知っておることにつきましては、香川県において厚生労働省とも話を行っている。いろいろな病院の統廃合につきましては、さまざまな問題を抱えておるということで、まだ私どものほうにはっきりしたことが連絡がないので、いろいろ申し上げることは差し控えたいとは思いますが、滝宮病院にしる、まんのう町からの患者さんがたくさん行っておりますし、滝宮病院につきましては、医療のみならず、介護保険とか高齢者医療につきましても利用者がたくさんおられると思っております。そういったことを鑑みれば、なかなか住民の方々のサービスの低下を招くような統廃合であってはならぬというふうなことは思っておりますので、その旨につきましては、県の担当部局とも相談しながら、いろいろ私ども事務方でできることにつきましてはやっぴいこうと思っておりますので、御了解を賜ればと思います。以上です。

○小山直樹議員 ありがとうございます。以上で終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、3番、小山直樹君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

9番、白川正樹君、1番目の質問を許可します。

○白川正樹議員 それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

今回、私の質問は2問でございます。1問目はこども園でのAEDの使用についてと、2問目は防犯カメラの設置についてです。

それでは、1問目のこども園のAEDの使用についての質問を行いたいと思いますが、タブレットのほうに資料を入れておりますので、見てほしいと思います。

ホームの中の一般質問の中の令和元年度の中の令和元年第4回定例会の中の私の質問のところを出しておいてみてください。それではいきます。

AEDとは、心臓がけいれんし、血液を流すポンプ機能が失われた状態になり、意識がなく、普通どおりの呼吸がないときに、心臓に対して電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療器具であって、日本語では自動体外式除細動器といいます。

2004年7月、厚生労働省より、一般住民が救命の現場でAEDを使用することは医師法に違反しないとの通告が出たことから、住民の方も使用できるようになりました。また、AEDを使用して、不幸にも万が一亡くなられた場合でも、現場に居合わせたものが救命のためにやむを得ず行った行為には、医師法上、民事上、刑事上、責任を問われない

とされております。

こども園の先生はAEDのふたをあけたことがあるのでしょうか。私はちょっと勉強不足で、質問では設置されているのは大人用のAEDだと思っておりました。ふたをあけると、大人用と小児用の切りかえスイッチがあり、幅広い世代に対応したエネルギーが出力できます。しかしながら、こども園ではゼロ歳児の乳児も在籍しておりますので、訓練を十分にしてほしいと思います。

それでは、質問をいたします。

もしもの場合、先ほどの資料にもあったように、救急車が到着するまでの時間が遅いほど危険な状態になりますので、それで生死が分かります。すぐに対応でき、勇気を持って行える訓練を全職員はしておりますか。また、年に何回ぐらい訓練をしていますか。教育長にお尋ねいたします。

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 白川正樹議員の質問にお答えしたいと思います。

大変重要な視点でのお尋ねではないかと思っております。公共施設には、本庁あるいは各支所におきまして、このAEDについては、今、整備がきちんとしております。しかし、整備だけではこれは機能しないわけございまして、これをいざというときにいつでも使えるようにきちんとして対応できる仕組みができていますかどうか、そういうお尋ねであらうと思います。

まんのう町内のこども園には、預かっているお子さんの万が一の場合に対処できるように、施設ごとに保育室前の廊下などにAEDを備えつけております。このAEDは、白川議員の御質問にありましたように、本体のスイッチの切りかえによって、大人に対しても、1歳以上の子供に対しても使用することができるものであります。

次に、このAEDの使用に関する訓練であります。AEDの訓練と申しますと、救命救急講習がその訓練に該当するものと考えておりますが、仲多度南部消防組合に確認しますと、従来の普通救命講習と、最近では小児用普通救命講習Ⅲ型というものがあり、3年に1度は受講することが望ましいようでございます。

こども園の職員の普通救命講習の受講状況でございますが、平成27年度には40名が、平成28年度には23名が受講しております。また、平成29年度には、小児用普通救命講習Ⅲ型を、保護者を含め189名が受講いたしております。

なお、平成25年度以降に採用している職員は、新規採用職員研修におきまして講習を受けておるようでございます。

また、満濃南こども園では、再来週の水曜日に仲多度南部消防組合による小児用普通救命講習Ⅲ型を実施する予定にしております。

町内の他のこども園につきましても、今月中に受講を予定しているこども園もありますが、前回の講習より3年を経過した職員もおりますことから、仲多度南部消防組合の協力を得ながら、順次、講習を実施してまいりますので、御理解をいただきますようよろしく

お願い申し上げます。以上でございます。

○田岡秀俊議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 ありがとうございます。今、訓練が3年に1度と言いました。それで、役場の下に設置してあるAEDもそうなんですけれども、緊急時以外はあけないでくださいと書いてありますね。横に呼吸がとまったお子さんがおるのに、それで初めてAEDを使用する場合に、音声ガイドはあると書いてありますけれども、それで例えば3年に1度の訓練した人ができると思いますか。どうですか。

○田岡秀俊議長 学校教育課長、香川雅孝君。

○香川教育次長兼学校教育課長 ただいまの御質問にお答えします。

3年に1度の講習でできるかどうかということでございますが、3年に1度以上程度は講習を受けることが望ましいということですので、それを受けることによって、それが対応できるようにしておくことが大事だと思います。できる、できないかは、そのとき居合わせて、本当に緊張したら何もできない人もいるでしょうから、なるべくできるようにそういう講習を受けるものと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○田岡秀俊議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 なるべくできるようでなくて、必ずできるようにしてもらわないかんのと、全職員ができるように今はなっているんでしょうか、お願いいたします。

○田岡秀俊議長 学校教育課長、香川雅孝君。

○香川教育次長兼学校教育課長 全職員ができるようになっているかという御質問ですが、研修は今までに受けてない職員も実はいます。なので、全職員が今現在できるとは限りませんが、そこに今後ですけれども、今年度中には計画的に全職員受けるように、今、計画を進めてますので、よろしく申し上げます。

○田岡秀俊議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 全職員が受けるということなんですけれども、それは、今現在、使われておりますのは、AEDの本物を使って訓練するんですか。どうですか。

○田岡秀俊議長 学校教育課長、香川雅孝君。

○香川教育次長兼学校教育課長 ただいまの御質問ですが、AEDそのものではなくて、南部消防署がそういう模擬的なAED、そのものを使うと、電気ショックというか、電気が走るの、AEDを使用するときには、皆さん、離れてくださいとかいうような指示もございますので、本物を使うことは講習ではやっていないと思っております。

○田岡秀俊議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 疑似体験機みたいなもので訓練するということなんです。全職員が完全にできるようにお願いしたいと思います。

1 番目終わり。

○田岡秀俊議長 以上で、1 番目の質問を終わります。

続いて、2 番目の質問を許可いたします。

○白川正樹議員 それでは、2問目の防犯カメラの設置についての質問をいたします。

私は、以前、平成29年の3月議会で公共施設に防犯カメラの一般質問をしております。そのとき町長は、庁舎等の設置は犯罪防止や発生した場合の事件解決に有効である。しかし、無断で撮影するため、プライバシーが侵害される。防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインや近隣自治体の設置例を参考にし、目的を明確に規定し、費用対効果も考慮し、総合的に判断するとの答弁がありました。

先月の議会報告会でも、住民の方から防犯カメラの設置についての質問がありました。

近年、犯罪の増加や治安に対する不安感の増大に伴い、防犯カメラは犯罪被害の未然防止や犯罪の予防等に有効性が認められていると思います。

それで、質問をいたします。

今は町所有の車両にはドライブレコーダーがついていると思いますので、同じように、全ての建物に設置してほしいと思います。また、設置していないなら、設置する予定はあるのでしょうか。特に、保護者の皆さんが心配しておる学校周辺とか、本庁、支所の玄関だけにでも優先的に設置してはどうかと思います。答弁をお願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川議員さんの防犯カメラの設置についての御質問にお答えいたします。

町所有の建物に防犯カメラは設置しているのかという御質問でございますが、現在町が所有している建物のうち設置しているのは小中学校、こども園施設のみで、全6施設に設置をいたしております。

学校周辺につきましては、全ての小学校区に防犯カメラつき緊急警報装置を設置しております。これにつきましては平成21年度から26年度の間には児童及び周辺住民を悪質な犯罪から守るため、香川県警察本部のモデル事業として設置をいたしております。本事業については設置期間が8年間と決められており、その後は撤去となりますが、香川県警察本部の防犯カメラ設置促進事業を申請し、町のほうで新たに防犯カメラを設置しているところでございます。

今後につきましては、近年の社会情勢や犯罪発生状況を踏まえ、必要性、設置効果が高い場所、施設について設置を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 それでは、今からどんどん設置するという事で、それは進めてほしいと思いますけれども、町所有の建物の中に、本庁駐車場のトイレも含まれていると思います。今、本庁が開いているときはトイレは開放していますが、土日祝日、夜間はシャッターが閉まっております。いたずらがあるというので閉めているということですが、本来、本庁のトイレが使えないときに使用するためだと思っておりますので、防犯カメラを設置して、終日使えるようにしてほしいと思いますが、返答をお願いいたします。

○田岡秀俊議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 白川正樹議員さんの質問にお答えしたいと思います。

今、御指摘ありましたように、庁舎の駐車場ですね、その部分に公衆用トイレがありまして、御指摘のとおり、本来の目的と違った行為によって被害をこうむった経緯がございまして、庁舎が閉まっている時間帯、それと休日については閉鎖しておりましたが、しばらく当面様子を見るということでございましたが、数日前から、今現在はあけておる状況でおりますが、ただ、今後の利用状況も見て検討すべき点があったかと思うんですが、なお、それに踏まえて警察のほうの巡回もお願いしておりますし、今、白川議員御指摘の中の防犯カメラですね、それも他市町の事例を見ておりますと、有効に活用されている例もあるようでございますので、そこらも踏まえまして、今後、トイレの利用を含めて防犯カメラのあり方を検討したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 駐車場のトイレは、本庁が、さっきも言ったように、あいてないときに使用できるようになったらいいと思います。そのためには防犯カメラが必要ということで、検討するというので、それはお願いしておきたいと思います。

それでもう一つ、本庁にはエレベーターがあるんですけども、短い時間ですけども、エレベーターの中は密室になります。エレベーター内には防犯カメラを設置する予定はありますか。

○田岡秀俊議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 白川議員さんの庁舎内のエレベーターの防犯カメラということでございますが、御存じのとおり、当町のエレベーターにつきましては4階までということで、今、おっしゃったように短時間ということで、乗られる方も限られている状況ではございます。

ほかの庁舎を見ますと、県庁、大規模なところでは、防犯カメラというか、カメラがついて映像が映っているところもございます。エレベーターに設置するというよりも、庁舎内のセキュリティーとか、最近で言う窓口業務でのいろいろなトラブルも含めて、エレベーター内に設置するというより、庁舎の玄関近辺であるとか、そういった点も、今、検討しているところでございますので、そういった点も含めて御理解いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 いろんなところに防犯カメラを設置する場合には、多分、条例が要ると思います。それで、防犯カメラを設置する場合には、プライバシー保護がよく言われますけれども、プライバシー保護と同時に、住民の安心・安全も重要だと思います。防犯カメラの設置条例をつくって、前回、町長が言ったように、近隣自治体の設置例とか運用ガイドというのを考えますということなんですけれども、設置条例みたいなのはまんのう町自体ではつくることができるのでしょうか、町長、お願いいたします。

○田岡秀俊議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 白川議員さんのただいまの質問にお答えしたいと思います。

条例ができるのかということでございますが、先ほど町長の答弁の中で、県の警察のほうの防犯カメラの事業、それが8年で切れるということで、その意向を受けて、町がその後を受けて新たにつくるという中で、今現在、まんのう町防犯カメラ設置促進事業補助金交付要綱というのは制定してございます。この要綱を踏まえて、その中身としましては、地域住民の身近で起きる犯罪であるとか、地域住民が不安に感じる事案、そういったものに対応するというで列記はしておるんでございますが、先ほどもありましたプライバシー保護の観点、そういったものは盛り込んでございませぬので、今後の犯罪の傾向とか社会情勢を踏まえていって、条例を策定する方向は検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 条例を制定して、早急に防犯カメラを設置してほしいと思います。特に、先ほども言ったように、学校周辺を一番に優先的にお願いしたいと思います。

以上で、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○田岡秀俊議長 以上で、9番、白川正樹君の発言は終わりました。

ここで、議場の時計で午後1時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時30分

○田岡秀俊議長 それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

15番、川原茂行君、1番目の質問を許可します。

○川原茂行議員 15番。2問出しておりますが、まず1問目から入る前に、戦争が終結いたしまして80年近い歳月が流れました。この間、非常に社会情勢、いろんな激変、変化がございました。考えてみますと、やはりサイクルというのがございます。表裏があると同時に、全てのものにサイクルがある。また、やっぱりいいところだけがもとへ戻ってくる、こういうサイクルです。ファッションであれば、10年に1回戻ってくる。社会情勢はやっぱり1世紀以内には、またやっぱりいいところは戻ってくる。表裏と同じです。表があれば裏がある。いいところは残ってくる。

そういうことで、まんのう自体も私が令和元年の最後の一般質問者ということでございますが、ある一つの例を先に言わせていただきますと、中小企業が最近話題になっておるのが、年輪社会の感覚。といいますのは、一步一步堅実に進んでいく。自分の会社がもうけるんでなくて、社員にいかに幸福なことをさせていくか、これがまず前段、基本でございます。大手の企業はもうけたときにすごく投資をし、人材を補給し、やってきたけども、用心すればリストラを思い切ってやる。こういう不安定な情勢から、やはり堅実ないき方も一つ何かのヒントがあるだろうということで、大企業のトップの方が中小企業のいいと

ころを学ぼうということで、最近、それが話題になっておる時代でございます。

そういうことを考えますと、まんのう町も、今まで町長を初め、執行部の皆さんが努力をされましたが、ひとつ、令和2年に向けて、これ以上のことを、思い切った施策、まんのう町型の施策を考えていく必要があるのかなと。

ややもすると、財政がどうだ、費用対効果がどうだということは当然考えていかなければなりません、ここに将来のまんのうに投資していく、この決断が何よりも今以上に必要になってくる時代に入っておるような気がいたしております。

そういう中で、ひとつ、町長は当然最高権限者であると同時に、最高の責任者でもあるわけでございます。町長の考えを伺いたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、私、農林業の振興と、林業と農業とを分けて考えたらどうやとお思いになるかもわかりませんが、農業と森林というのは切っても切れない仲でございます。まんのう町2,400ヘクタールの農地があると同時に、1万3,000ヘクタールの森林を持つ。ただこれを荷物ととるのか、まんのう町の財産ととるのか、ここの違いでございます。ここの感覚だろうと思っております。

そこで、まず町長さんに、なぜ農業と森林がセットでいかなければならないかと。動物であれ、植物であれ、とにかく水がなくてはどうしようもございません。森林が持つ多面的機能、水を育ておる森林から流れ出る清流で、人類は、まんのう町も飲料水に使い、農業用水に使い、全てのものが水なくして地球上で生存するわけにはいきません。そういう観点から、まんのう町に具体的に当てはめたいと思います。

まず、私がお聞きしたいのは農地の問題であります、国の補助事業制度における中山間地域の補助率のかさ上げについて、これを伺うわけですが、この原点は、中山間地域は自然的、経済的、社会的条件に恵まれず、農業の生産条件が不利であることから、国では農業を中心とした産業振興と定住促進を図るための施策を強化するとともに、特に耕作放棄地の発生防止や多面的機能の発揮を確保するための施策を促進することとし、国の補助率を平地と比べ5%かさ上げし、負担軽減しているものである。

国は中山間地域に対して5%のかさ上げ、本来は50%であるところを、中山間に指定しておるところは5%上げておる。県もこのガイドラインによって、県はガイドラインでございます。国が55にすれば県は30にせよと、こういうガイドラインに基づいて上げております。自治体だけが独自の判断をいたしておることに触れてまいりたいと思います。

まず、この中山間地域、香川県の中で全町が指定になっておるのがまんのう町、東さぬき市、坂出市、あとは島嶼部の小豆、土庄、直島、あと丸亀、三豊、観音寺にあります、島だけなんです。あと他の地区で完全に中山間から外れておるところは、三木町、宇多津町、善通寺、琴平、この4自治体。ほかの自治体はごく一部。高松市であれば、島があり、塩江が入る、こういう格好で中山間全地区に指定されておるのは、先ほど言いましたが、まんのう、坂出、東かがわ、小豆、土庄、直島、この自治体なんです。

私が今回お聞きしたいのは、県の事業を比較していただきたい。県は先ほどの事業と関

係して、これ、団体営でやる前に、まんのう町が団体で事業をやるとすれば、農地耕作条件改善事業、これは条件が不利ですから、中山間地域の事業として入ってくるわけです。これが国が55、県が25、町が10、地元が10、この20が町と地元で折半なんです、この団体営は。県はそうじゃないんです。県はやっぱり国が55、県が30、残りの15を折半ですが7.5%です。

ですから、これは中山間の本来の趣旨である条件不利地のところへの自治体の考え方、これをまず町長に中山間とはどういう立場に置かれておるか。まんのう町は、事実、冒頭に申しましたように、森林が70%も占めるような、しかも耕作地が2,400ヘクタールあるのが、全地区、この中山間に指定されておる地区でもございます。そういうことを踏まえて、今後の農業の未来像をお聞きいたしたいと思います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

まず、通告書に基づきまして、農林業振興の全般についてお話をさせていただいたと思います。

今、日本の農業は人口減少に伴うマーケットの縮小や農業者の減少、高齢化の進行など、厳しい状況に直面いたしております。

また、産地間競争が激化し、農産物価格が低迷する中で、付加価値の高い農産物を生産販売するなど、もうかる農業経営を实践できる担い手を育成するとともに、担い手が安定的に生産できる基盤の確保や、それを可能にするための体制整備が重要であるというふう考えております。

まんのう町では、まず、農業委員会が農地パトロールや農地意向調査、農地利用状況調査などを行い、遊休農地の発生防止に努めるとともに、町、農業改良普及センター、JA、そして農地機構など、関係機関が一体的に活動して農地集積、集約化を加速的に推進しております。

担い手育成、確保につきましても同様に関係機関が一体となって取り組むこととし、新規就農者の発掘に努め、認定農業者への支援なども行い、担い手の不足する地域に対しましては集落営農に関する説明会等を実施して法人設立への機運を高め、初期費用等の独自支援も行いながら集落営農法人設立を強く推奨いたしております。

また、担い手農家には企業経営戦略に関するセミナーや異業種交流会への参加を勧め、もうかる農業の実践に向けた後押しをしたいと考えております。

次に、生産基盤関係では、従来からの農業機械への支援のほか、野菜や花卉など栽培施設の設置につきましても、園芸かがわ産地構造対策事業など有利な補助事業を利用し、高付加価値商品生産へ取り組む農家の支援をいたしております。

また、特定農作物関係では、これまでヒマワリ、そばを中心として農産資源を活用した6次産業化やグリーンツーリズム事業などを進めており、ヒマワリは今年度は約21ヘクタールを作付、11トン程度の収穫がありました。

このような中、まんのうひまわりオイルが優良ふるさと食品中央コンクールにおいて農林水産大臣賞に輝いたことが販売での弾みとなっております。今は一般個人向けネット販売のほか、カフェ、レストラン、ホテルなど業務用に納入していますが、さらに美容、健康面など新たな商品開発に取り組み、オイルの販売増進から生産農家の所得向上へとつながることを期待するところでございます。

今後も多面的機能支払や中山間地域等直接支払等の交付金事業や鳥獣被害防止対策事業を継続的に実施し、6次産業化にも取り組みながら成長産業になるよう努めてまいりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

次に、森林・林業についてであります。森林・林業につきましては、本町が県内でも有数の森林面積、森林資源量を有する地域でありますことから、森林整備の推進とともに森林資源を有効に活用していきたいと考えております。

まず、森林整備の推進についてでございますが、近年の異常気象の増加などを考えますと、森林の持つ洪水防止機能などを適正に発揮させることが重要ですので、造林事業につきましては、植栽から間伐までの事業について、国、県の補助制度に町補助を上乗せして森林所有者の負担軽減に努めるとともに、森林組合や林業推進委員（琴南地区のみ）と協力し、事業推進を行っております。

また、森林資源の活用につきましては、町産材の利用促進は林業振興のかなめであるとともに森林整備の促進につながることから、積極的に取り組むこととしており、公共施設の建築に際して積極的に町産材を使用するほか、民間住宅におきましても町産材の使用に対して補助を実施しているところでございます。

このほか、今年度からは森の恵みを子供たちに届ける「ウッドスタート事業」として、町産材でつくったおもちゃを満1歳になる幼児にプレゼントしており、去る3月22日には、この事業を主宰しております東京おもちゃ美術館と「ウッドスタート宣言」を行いました。

さらに、森林環境教育として、町内の小学校やこども園を中心に森林学習の支援や積み木体験などの木育活動、大川山での自然体験やツリークライミング体験など、教育現場のニーズに合わせたプログラムを提供する「まんのう町みどりの学校推進事業」を実施しているところでございます。

最近の子供たちは実際の森林などの自然や無垢材などの自然木に触れる機会が少なくなっているようです。自然豊かな本町の特徴を教育や子供たちの感性の醸成に生かすためにも、また、森林・林業への関心や理解を深めるためにも、これらに触れる機会を提供していくことが重要でありますことから、今後も森林環境教育や木育の推進について継続して取り組んでいきたいと考えております。

また、御質問のありました中山間地域の取り組みにつきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

○田岡秀俊議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 ちょっと、私、舌足らずだと思いますので申し上げますが、町長は私が出した森林と農地のどうしてもひっついておらないかんという分について大局的な御答弁いただきました。ここでちょっと分けて、農地と森林と分けていきますので、よろしくお願いします。

私が申し上げておるのは、農地の平成19年にこの条例ができた。19年にできた条例が、現在、これが適正かどうかと。

この見出し、これ新聞なんです、町長さん、お目がよう見えると思いますから、多分見えると。中山間に予算厚く、現場あと去らんか。この内容はどういうことかといいますと、例えばまんのう町であれば、特産品、ヒマワリ、そば、そういうものに対してだけでも、昨年より金額にして110億円、16%、一つの品目ですよ、一つの特産品だけで。それがいろいろ何十、何百あるわけです。それだけ国の農業に対する地方創生を含めた、元気にならなければ、これからの日本の未来像を描けないというのが国の施策なんです。ですから、これは一つのところであるのであれば、まんのう町には相当なものがある、いろんな事業が。ある事業の一環として、どうしても県営に乗らない、団体営でやらなければならないというものがあるわけです。性格的にあるわけです。ですから、この団体営の補助率を見直しをかけるのが妥当でないかと、こう申し上げておるんです。それが将来のまんのう町の農業の基盤になるだろうと。

県営ができるものが団体営でできないわけがないわけで、私が申し上げるのは、費用対効果、財政か厳しいというて、町長さんの後ろがにらみよるような感じがしますけども、わかりますよ、我々。わかるんです。わかるんですが、やっぱりここで投資するべきものか、やっぱりこれは将来のまんのうにならんというんだったら投資せんでいいんです。だけでもそこが執行長の勇気ある決断なんです。間違いのない、まんのうを将来に引っ張っていくための町長ですから、これは間違いのない判断をしていただきたい。

そのために、今はこれ、即は答えが出ない。しかし、将来的にはこれはどうしても今ここでやっておけば、若い方の育成を含めて、将来、まんのうの未来は開けてくるだろうというところには投資すべきと私は思ってお聞きしよるわけでありますから、町長がこれはよしと思うときには、今の財政の状況もそれは当然大事です。初めて行くところに、未来に夢かけていくときに、費用対効果という試算は出ませんよ、なかなか。それは決断なんです。やっぱり住民の意見を聞くのは当然聞かないかん。しかし、住民を引っ張っていくこともせないかん。これが行政なんです。住民の意見ばかり聞いて、1万8,000人の意見聞いたら、どこで収拾するんですか。それも大事。それは参考に当然しなきゃいけない。しなきゃいけないけども、将来のまんのうはこっち向いていきますよというのは、町長以下執行部の判断じゃないかなと、私はそう思っておるわけですので、そこらの町長の考え方、理念、これをまずお聞きしておきます。まず言いよったら時間ないけど、お願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

まんのう町の進むべき道であろうかとは思いますが、今、農業行政も大きく変わっております。また、補助金制度等も国のほうからいろんな手厚い補助が出ておりますので、町といたしましては、十分国の動向、県の動向等も注視しながら、まんのう町にふさわしい事業を見つけて、やるときには積極果敢に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○田岡秀俊議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 これも先ほども言いましたが、中山間地に予算がつく。これは地方創生の中で、町長は当然首長ですから、東京へいろいろ行って、私の何百倍も承知しておるとおもいますが、やはり地方が元気にならなければ、日本は元気にならないのですよ、これはもう基本的に。ですから、まんのうがあるべき、我々は香川県のことを言うわけはありません。まんのうの全体を含めて、まんのうがどうしても、将来、今はいかんけども、ここは投資しといたら、将来のまんのうにいけるぞというところを決断していただきたい、こう思って申し上げておりますので、このまずちょっと課長とゆくりまた検討してみてください、後で。県営事業でやる場合と、団体営でやる場合と、相当な開きがございます、地元負担金が。ですから、これは国が出す、県も出すのであれば、自治体も出して、やっぱり個人からの負担を少なくする、これが将来伸びるんであると思えばですよ。ならんと思えば、町長、それは仕方ないです。でもなるとおもいます。だから、私、町長の姿勢をお聞きしておるわけですから、これはひとつ令和2年に一步進む方向へ向けていただくことをお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

条例はようけございますから、十分目を通して分析していただいて、将来のまんのうに向けていただきたい。これが町民の願いであろうと思って、私は確信を持っておりますので、よろしくお願申し上げます。

町長、最後に一句でいいですから、そういうことを課長と後でお願いしてやっていただけるかどうか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

今、いろいろな施策が出ておりますので、補助金等も出ております。町もそういったものを十分精査して、まんのう町の将来にとって必要であると思つたものには、十分積極的に投資をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○田岡秀俊議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 これは答弁要りません。ちょっと要望として、担当課長、町長が理解してくれるような説明をお願いいたしておきますので、よろしくお願いたします。

では、1問目の質問を終わります。

○田岡秀俊議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○川原茂行議員　　続きまして、時間が6割ぐらい経過しましたから、自主防災組織についてお聞きいたします。

きょうも、自主防災という名前ではなかったけども、災害についていろんな御意見が出ました。私も後方から十分聞かせていただきましたが、私は自主防災、これについてお聞きしますが、まず、自分の命は自分で守る、第一原則。2番目が共助の力をいかにまとめていくか。3番目の公助になりますと、これはちょっと手に負えない。そこまでいきますと、集計するような形になろうかなと思っております。これは私の判断です。したがって、自主防災がこの原点になろうかなと。

その中で、最近言われます地震の震災、30年に70か80か90か、30年があした来るかもわからん。この地震の対策と気候変動による集中豪雨、ゲリラ豪雨、これと別にちょっと考える必要があるだろうと、具体的に。そうでないと、避難場所と避難所が混乱したんではいけない。避難場所と避難所は別なんですよ。どこが一番近くて、早く安全な位置に行けるか。一晚、二晩過ごさないかんようになってくると、ある施設の中へまた来ないかん。ですから、まずは遠くの場所へ避難所へ行くよりは、避難場所、近くの一番安全なところへ行く。これを一つ集中豪雨のときの考え方、地震のときの考え方を別に考えていかないと、具体的なハザードマップはでき上らない。ハザードマップの欠点、これは私が聞く範囲に及ぶところによると、例えば池を例にしますと、池が一遍にばさっと切れたと。水だけがここには10万トンたまっておりますから、その10万トンの水が何分でこの位置に来る。この位置は何メートル水深がある。こういう説明が全くおかしい。水が来る前には土砂が来るんですよ。土砂が一つも来んのに、水は来えへんです。決壊しない。どこまで行ったってそればかりです、私、聞けば。土砂が流れてこんのに、水が先は来ませんわ。土砂が来るから水が来るわけで、土砂が来れば、今、低いところへ水が来るようなハザードマップになってます。水だけです。低いところへ土砂が来たら、そこが高くなるから、今、高いところへ水が来るおそれがある。ですから、ハザードマップはあくまで我々は参考としか思っておりません。我々は一番立地条件の知っておる自分の地域内、これは土砂が先に来るのはわかり切っとるんやから、低いところが危ないとは限らんよと。低いところへ土砂が先に来れば、次、水は高いところへ行くわけですから。そういう考えで、やっぱり避難する場合は、小さいところで、池が、春日の場合で言えば、4カ所池があるわけです、もっこくをのけて。上の池が決壊したら上の人はどこへ行くんやと。次の地区の人は、次にまた池があります、氏社池というのがあります。二つの池が決壊したらどこへ行くんやと。当然避難する場が違うんですよ。次、下流へ行けば、三つ上の池が、1番から3番までの池が決壊したらどこへ行くんやと。当然違うのは当たり前なんです。雨が降ろうがどうしようが、とにかく避難せないかんのですから。それから後、命があつてから、今晚一晚どこかで泊まらないかん、二晩泊まらないかんかもわからん言い出したら、それは公民館とかいろんなところへ来るわけですから。それは、一番最初はまず命を守るために避難すると。みんな別々だと思ふんです、私、どの地区でも。当

然池が決壊するのが、まんのう町の場合は一番問題だろうと。河川は3本ございますけども、池が決壊といいますのは、山の谷を受けておるのが大体まんのう町の池の格好なんです。山合いにほとんど池あります。満濃池がハザードマップで大丈夫と。想定してできないところが、今回、東北のほうも起きる。想定しとったら別に問題ないんですよ。想定外のところが起きるんです。満濃池だって大丈夫と、もし決壊したらどうですか。そこまでやっぱり考えておかなければ、本来の防災、自主防災組織にはならない。

当然、一気に来んと思います。何分かは当然あります。土砂ですから、水が流れては土砂を侵食して、土砂を流してはまた下がる。ですから、やっぱり最初の池が決壊する近くのところが問題なんです。そこが早く情報を流せば避難できる。その訓練をいかにするかが一番の現実的な問題だと思います。

ですから、私はハザードマップはあくまで参考。参考にすべきものは大いにありますけども、あのハザードマップは土砂が入ってない。土砂を抜いて水だけの量で計算するから、ああいうことになるけども、流れは全く変わるということを予測しとかんと、また想定外と、こういうことになると思います。

したがって、私も自主防災組織については、各自治会が、本来、一番詳しいわけですから、立地条件に対して、ですから低いところへ来るとは限らない、私の考えは。そこへ土砂が先に来るわけですから、ひょっとしたら低いところが一番高くなるかもわからん。じゃあ、今の高いところへ水が流れていくと、こういうことも当然視野に入れなければならない。

そこで、宝くじでありますね、総務課長。これ、宝くじで200万円限度でいけますね。そこで200万円の資材を購入して避難訓練をする。その場合に、200万円、丸1年近く、1年ではないかもわからんけど、1年近く立てかえせないかん。自治会に金がなかったら、借り入れしてでも、先、金は買った業者には支払いせないかんわけですから。それを、本来、まんのう町が本当に自主防災にこれから推進していく、町民の命を大切にするというお気持ちがあるんなら、本当にあるんなら、金はどっちみち、入ってくるのはわかかるとる。1年近くかかるかもわかりませんが、そのころには入ってくるんだから、立てかえるお気持ちはありますかどうか。

○田岡秀俊議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 川原議員さんの質問に答えたいと思っております。

今、おっしゃっているのが自治総合センター、宝くじ助成の売り上げに伴うコミュニティ助成事業補助金ということで、今現在、それを使っておりますのが、今、おっしゃった防災の絡みが200万円上限、それと企画のほうの自治コミュニティという分でちょっと数字忘れただけです。

○川原茂行議員 いや、私は自主防災の話しよるんですよ。全部いくんやったら、私、晩まで時間持たせてもらわなかなわん。

○長森総務課長 聞いてください。

それで、今、要綱としては、今、申し上げました企画がしておりますコミュニティ助成と同じ要綱を使っておりまして、自治会のほうの分については立てかえがしてないということでございますので、今現在の制度としては立てかえができない、会計上のほうとしてもできないということでございますが、川原議員さんおっしゃったように、地域の状況もわかりますので、それにつきましては、今後検討させていただくことでお願いしたいと思います。

○田岡秀俊議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 これ、頭が200万円ですから、本来、まんのう町民の気持ち、命を守る、そしてまた、やってないところは啓発する意味において、まんのう町民1万八千数百人の命を守らないかんのですから、何千万円も立てかえてくれ言いよれへんのやな。それが誠意なんですよ、町民に対する。ですから、それは即刻、頭が200万円ですから、200万円ぐらい、1年間、もう立てかえましょうということであれば、これは条例じゃないでしょうか、どうなんですか。気持ちがあるかないかをお伺いしよる。もしひっかかる問題があるんなら改正すればいい。

○田岡秀俊議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 川原議員さんの質問にお答えします。

若干、ちょっと修正をさせていただきます、先ほどの発言で。コミュニティ助成の要綱が企画と連動しておるという中で、今、要綱を再度確認させていただきましたら、概算払いという項目がございます。ということで、全額は全て無理にしても、概算的に支払うことは可能ということでございますので、その分に対応させていただけたらと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○田岡秀俊議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 総務課長、町長さん、これはこんなことで、頭200万円ですよ。200万円でもまだこういう地区が、出てない地区もようけあると思う、自主防災の宝くじの話なんです。それは向こうから来るんはわかっとる。1年未満に来るんですから、1年を立てかえる、それができんような、町長、町民に対して生命を守ると、私が先頭に立って守ると言えますか、どうですか。何千万もにはならんねんから。

○田岡秀俊議長 総務課長、長森正志君。 (三好勝利議員退席 午後2時11分)

○長森総務課長 ただいまの川原議員さんの質問にお答えします。

補助金の払い方で概算払いがあるというのを先ほど申しましたが、その前段で、交付決定を受けたものに対して一部または全額を概算払いできるということでございますので、交付決定が来て、速やかに買っていただいたら、その時点で概算払いさせていただくということで、その分だけ時間が短縮するということで御理解いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○田岡秀俊議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 考えてみてください。交付決定が来んのに、我々、買いませんわ。

常識的な判断してくださいよ。これ、時間の無駄ですが。交付決定が来んのに買いよつたらどないなりますか。全額地元負担になりますがな。きちっとまともに考えてくださいよ。私、企画課長、コミュニティのそっちの分を言いよるんじゃないんです。そっちはちょっと私は防災とは一緒にいかんとは思いますが。防災の場合は、それを先言ってくれたらいいのに、我々だって交付決定が来んのにには買いません。議員の中にもそういう人は一人もおらんと思えますから、大丈夫です。

これで、私、時間ございません。終わります。建設土地改良課長に力強いお願いを申し上げて終わります。

(三好勝利議員着席 午後2時13分)

○田岡秀俊議長 以上で、15番、川原茂行君の発言は終わりました。

これをもって、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、次回会議の再開は、12月23日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれで散会といたします。

散会 午後2時14分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年12月11日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員